

省 務 総

Ministry of
Internal Affairs
and Communications MIC



June
2012
Vol.138

6月号

電波のルール

特集 正しく知ろう！

MIC FOCUS

平成24年7月1日に
「うるう秒」を挿入します

地方のかがやき

飛び地の村から発信する
「オンリーワン」の魅力

和歌山県北山村



デジタルサイネージ

【Digital Signage】でじたるさいねーじ
屋外・店頭・公共空間・交通機関等、様々な場所で、ネットワークに接続したディスプレイ等の
電子的な表示機能を使って情報を発信するシステム。



街頭や屋内に設置されたディスプレイで、様々な情報を見ることができるシステムです。ショップでは特定の商品の詳細や、観光地では地元ならではの街案内情報を得られます。そして、災害時には緊急情報が表示されるものもあります。私たちの暮らしに身近なところで、様々な形で役立ってくれています。

**身近になりつつある
情報提供システム**
電車内や駅構内、店舗、街中などで、ニュースや広告などを表示したディスプレイを見かけたことがある人も多いのではないのでしょうか。これらは、デジタルサイネージと呼ばれる情報提供システムです。私たちは、デジタルサイネージを見ることで、新商品を知ったり、ニュースや天気など生活に必要な情報を得ることが出来ます。

最近では、オフィス内における情報共有や観光地における案内など、様々な用途にも使われ始めています。
先般の東日本大震災時には、公共の場に設置された一部のデジタルサイネージが、通常の広告・宣伝画面から災害情報や交通情報の画面へただちに切り替わり、公共交通機関の乱れによって帰宅困難者となった人々へ貴重な情報を提供する手段として、大きな役割を果たしました。
このような公共的な情報提供手段としての役割も期待されるデジタルサイネージについて、総務省では普及や国際標準化に向けた取組を推進しています。

どんなことができるの？

観光や天気・交通の情報

観光案内や天気・交通情報など、ピンポイントにタイムリーな情報を多くの人に伝えられる。

災害時の緊急情報

災害対応したデジタルサイネージは、帰宅困難者向け交通情報や緊急の情報を迅速に、多くの人に向けて配信することができる。

宣伝や店舗のイメージ戦略

紙より労力を削減して、効果的かつ効率的な宣伝や店舗のデザインなどのイメージ戦略に利用できる。

総務省

CONTENTS

- 3 キーワードで日本がわかる!
デジタルサイネージ
- 4 **特集** 正しく知ろう!
電波のルール

MIC FOCUS

- 10 **平成24年7月1日に「うるう秒」を挿入します**

MIC NEWS

- 14 **スマートフォンの中にある大切な情報を守るために
スマートフォン
プライバシーガイド**
- 16 **働く未来を考える
平成24年就業構造基本調査
を行います**
- 18 **第46回国家公務員合同初任研修
～使命感を自覚する新規採用職員たち～**

地方のかがやき

- 20 **飛び地の村から発信する
「オンリーワン」の魅力
和歌山県 北山村**

実はここにも総務省
デジタルサイネージ



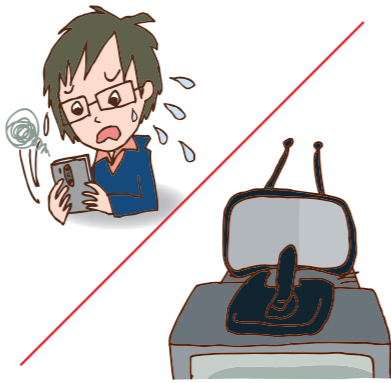
詳しくは
となりのページへ

このような電波には要注意です!!

あなたも知らないうちに迷惑な電波を発しているおそれがあります!

電波を正しく利用している人や、安心して生活できる社会を守るために、我が国では「電波法」において、電波の利用方法が規定されています。多様化する電波利用の中で、これらのようなことに注意しましょう。

テレビ用受信ブースターの発振・電波漏えいによる携帯電話への妨害が多発しています。利得調整を過大に設定したり、余分なケーブルの引き回し等により、ブースターで増幅された電波が、同じブースターの入力側に回り込んで異常発振を起こし、外部に輻射されます。これにより、携帯電話用基地局の電波が妨害され、電話がつながりにくく、通話が途切れるなどの障害が起ることがあります。正しい工事を行い、妨害電波が発生しないようにしましょう。



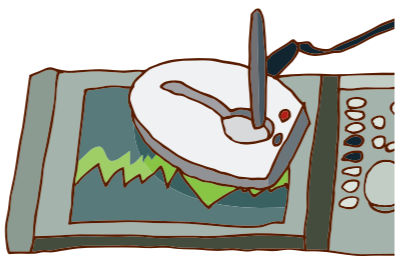
テレビ用受信ブースターが妨害電波を発生することも!

インターネットのオークションなどで売買されている外国規格（FRS、GMRSS、UHF-CBなど）のトランシーバーの周波数は、国内では防災行政無線や放送事業用無線などに使われており、妨害を与えるおそれがあることから、国内で使用することが禁じられています。ネットなどの販売のほか、外国での使用が認められているため、渡航者が国内では違法であることを知らずに持ち込むケースがあります。購入・使用には十分注意してください。



外国規格のトランシーバーは使用禁止です

デジタルオーディオプレーヤーの音声をカーステレオで聞くためなどに利用されるFMトランスミッター。免許がいらぬ微弱な電波を使用すると称する無線機器が、重要無線通信に影響を与えることもあります。実際には発射する電波の強さが微弱電波の基準を超える製品が流通していることが原因です。こうしたFMトランスミッターを搭載した車から発射された電波が、消防無線に雑音を混入させ、通信に支障をきたすケースがあるので注意が必要です。



FMトランスミッターが不要電波を発生することも

特集 正しく知ろう! 電波のルール

6月1日は電波の日です。昭和25年6月1日、電波法などが施行され、国民一般に電波の利用が開放されました。「電波の日」はこれを記念して制定されました。その記念日にちなみ、総務省では毎年6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、不法な電波の利用などを防止するため集中的に周知・啓発活動を行うとともに、不法無線局の取締りを強化しています。

電波ってなに? 電波のルールって、どんなこと?

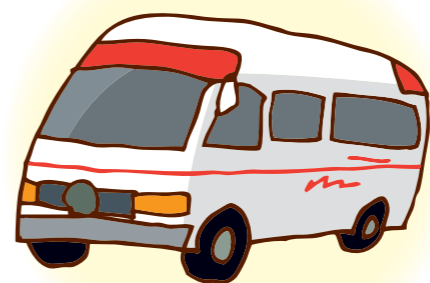
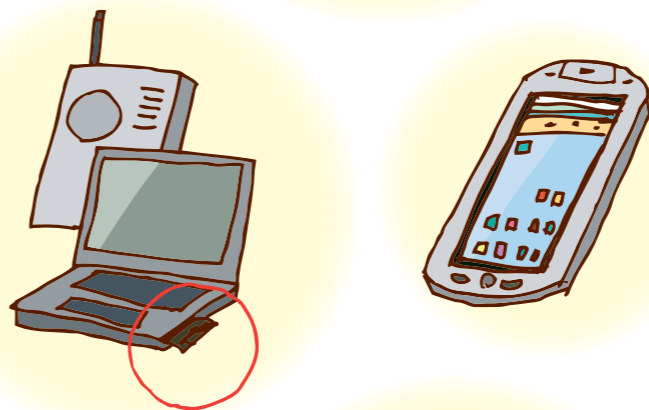
今や私たちの暮らしになくならない電波は、テレビ・ラジオの放送はもちろん、携帯電話をはじめとするネットワーク機器や、身近な家電など多種多様なものに使われています。電波は様々なコミュニケーションの媒体として役立つのみならず、

国民の安心・安全を確保するために欠かせないものです。一方で、無免許での電波の不正使用などのルール違反も多発しています。

そのため、総務省では電波に関するルール作りと、正しい運用についての監理などを行っています。正しく電波を利用している人や、快適な社会生活を保護するために、電波利用のルールを守ることが不可欠です。そして、ルールを守ると同時に、不正を見逃さない

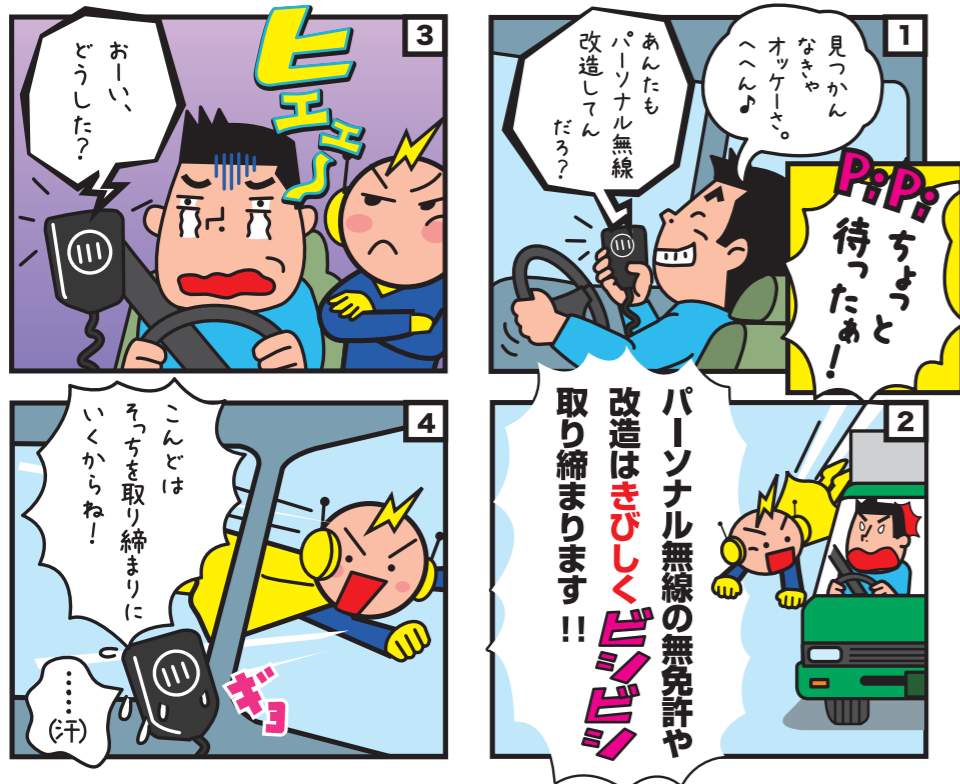
ことも大切です。でも、どんなことが不正利用になるの?

たとえば外国規格の通信機器から発せられる電波が、国内の無線通信を妨害してしまうことがあります。気がつかないうちにルール違反をしていた、などということがないように、この特集では電波のルールについて、分かりやすくご案内します。



無免許・改造された パーソナル無線は 電波法違反です!!

違反となるパーソナル無線は携帯電話へも妨害を与えるため、
これまで以上に厳しく罰せられます!!



パーソナル無線の免許または再発行を受ける場合、
免許の有効期間は平成27年11月30日までとなりました。
ご不明な点などありましたら、免許状に記載の総合通信局までお問い合わせ願います。

免許の有効期間など免許に関するお問い合わせ先

北海道
北海道総合通信局無線通信部陸上課
011-709-2311 (内線4657)
青森/岩手/宮城/秋田/山形/福島
東北総合通信局無線通信部陸上課
022-221-0679
茨城/栃木/群馬/埼玉/千葉/東京/
神奈川/山梨
関東総合通信局無線通信部陸上課
03-6238-1781
新潟/長野
信越総合通信局無線通信部陸上課
026-234-9984

富山/石川/福井
北陸総合通信局無線通信部陸上課
076-233-4482
岐阜/静岡/愛知/三重
東海総合通信局無線通信部陸上課
052-971-9221
滋賀/京都/大阪/兵庫/奈良/和歌山
近畿総合通信局無線通信部陸上課
06-6942-8561
鳥取/島根/岡山/広島/山口
中国総合通信局無線通信部陸上課
082-222-3370

徳島/香川/愛媛/高知
四国総合通信局無線通信部陸上課
089-936-5035
福岡/佐賀/長崎/熊本/大分/
宮崎/鹿児島
九州総合通信局無線通信部陸上課
096-326-7860
沖縄
沖縄総合通信事務所無線通信課
098-865-2306

電波法違反に関するお問い合わせ先

総務省総合通信基盤局電波部
電波環境課監視管理室

☎03-5253-5911

不法電波でこのような 障害が起こります!!

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、
鉄道、消防・救急、防災行政、携帯電話、警察、飛行機など人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、
私たちの生活を脅かします。

鉄道の業務用無線を 妨害してしまう



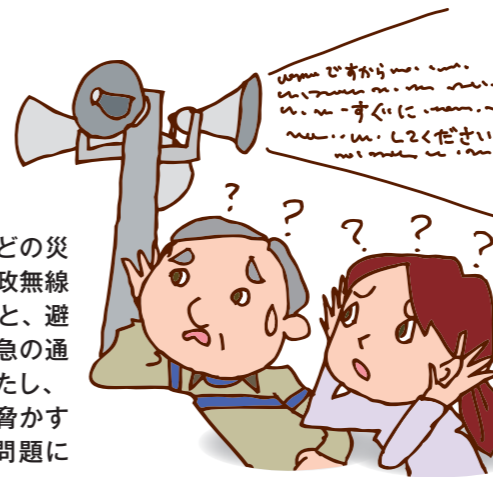
不法電波により列車無線に妨害が入ると、電車の運行に支障が生じ、一時停止になるなど大勢の人が迷惑します。

消防・救急無線を 妨害してしまう



消防車や救急車などの消防・救急無線に雑音が入ったり、妨害されると、病院への搬送が遅れたり、消火活動が遅れるなど、人命や財産にかかわる深刻な問題が起こります。

防災行政無線を 妨害してしまう



地震や水害などの災害時に防災行政無線が妨害されると、避難勧告など緊急の通信に支障をきたし、人命や財産を脅かすような大きな問題になります。

携帯電話の電波を 妨害してしまう



携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、雑音が入ったり、音が聞こえにくくなったり、場所によっては通話ができなくなったりします。

無線通信への妨害は特に
重い罪になります!

平成24年7月25日以降、パーソナル無線で使用されている周波数帯は、携帯電話でも順次使用されることとなります。

このため、パーソナル無線で許可された周波数帯であっても、無免許や改造したパーソナル無線を使用し、携帯電話へ妨害を与えた場合、電波法に定める重要な無線通信への妨害として、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金

の対象となります。これは、無免許・改造のみの違反(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)よりも重い罪となります。詳細は、以下の電波法違反に関するお問い合わせ先へ連絡願います。



技適マークの入った製品を使いましょう

外国規格の携帯電話や無線機を日本国内で使用するためには、日本の技術基準に適合しているかを証明する必要があります。証明を受けた通信機器には技術基準適合マーク(技適マーク)が付されています。購入・使用の際に確認してください。



デューラスを搭載した探索車、DEURAS-M。

監視室内に設置されている設備と同様の機能を持つシステムが組み込まれた車内。

電波監理部 電波監視担当 Bさん

不法電波の探索は大変ですが、全く反応がない中で、不意に電波が見つかる時がうれしいですね。経験を積んだ先輩方は電波の波形を見ただけで、これはトラックの電波だ、これはクレーンだとわかります。今はいろいろ新しい装置があり便利ですが、使いこなすのは人です。先輩の職人技を見習って引き継ぎ、さらに後輩に伝えていきたいと思っています。

さあ、動くDEURASの出番です!



DEURAS-Mは可搬型のデューラスを搭載。移動しながら不法電波の発射源に迫ります。最後は電波監視職員が、携帯型方位測定器を操作しながら移動して、電波の発信場所を突き止めていきます。

局の三悪」と呼ばれるもの。総合通信局は捜査機関ではないので、取締りや摘発は警察と合同で行い、現場で告発します。こうして関東をはじめとする各総合通信局、沖縄総合通信事務所は24時間対応で、デューラスを駆使して電波の監視を行い、皆さんの安心・安全な電波のある暮らしを守ってくれています。



こんにちは! 普段は関係者以外入れない電波監視室ですが、今日は特別! ボクが皆さんをご案内します!

デンパくんに行く
電波監視のお仕事見学

良好な電波利用環境を保つため
不法電波の取締りを行っているのが、
総務省 関東総合通信局です。

ここは千代田区にある関東総合通信局です。電波監視室のワークステーションには、監視表示装置が並んでいます。これは電波監視システム「DEURAS (デューラス)」の頭脳というべき所。デューラスは全国の総合通信局と沖縄総合通信事務所に配備され、不法電波の監視や電波の運用状況を監視しています。不法電波の申告があれば、ただちにデューラスを使って発射源をつきとめるために動きます。

携帯電話が通じなくなった、合法の無線が混信した、など一般からの申告は様々。消防からはドクターヘリの無線を妨害する不法電波や、海上保安庁や航空管制からSOS電波への妨害の探索を依



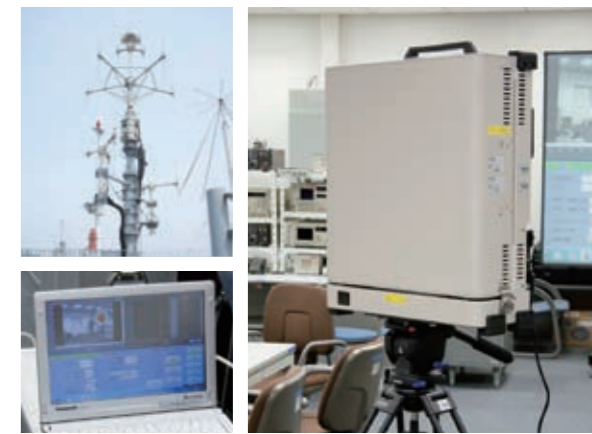
頼られます。

探索はまず各総合通信局の「センタ局」から、全国主要都市に設置した「センサ局」を遠隔操作。そこで受信した各電波は複数の赤いラインで電波監視室のモニターの地図上に表示され、交差する場所が電波の発射源となります。

こうして大体の位置を把握したら、今度は不法無線局探索車 (DEURAS-M) の出番です。



各地のセンサ局が不法電波を受信し、その方向が地図に表示される。赤いラインが交わった地点が発射源。



電波発射源可視化装置。右側のパネルで電波をキャッチし、モニターに映し出す。モニターを乗せたボックスを移動させながら不法電波を探索する。

電波監理部 電波監視担当 Aさん

混信のないきれいな電波は国民すべての財産です。だから、不法電波の影響で携帯電話が通じなくなるとか、テレビが映らなくなるということは、なくしたい。そのために申告があればとにかく現場に行き、リアルタイムで不法電波の到達範囲にいなければなりません。電波を追いかける毎日ですが、私たちの仕事は罪を作る仕事ではなく、誰もが安心して電波を享受できるように守るための仕事です。そこに達成感があります。



移動しながら使う携帯型方位測定器

目には見えない電波をビジュアル化して画面に映し出す装置や、無線設備の個体を電波指紋として識別する無線局識別装置、移動して探索する装置などいろいろあるんです。デューラスってすごいでしょ?



電波に関する困りごとやご相談は、下記までお問い合わせください

北海道総合通信局 管轄区域:北海道	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (011)737-0099 (011)709-6000	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (011)737-0033 (011)709-3550
東北総合通信局 管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (022)221-0641 (022)221-0663	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (022)221-0698 (022)221-0610
関東総合通信局 管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 (03)6238-1939 (03)6238-1945 (03)6238-1932	(全国)短波混信・妨害 放送相談(地上デジタル放送) その他行政相談 (046)888-2182 (03)6238-1944 (03)6238-1940
信越総合通信局 管轄区域:新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (026)234-9976 (026)234-9998	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (026)234-9991 (026)234-9961
北陸総合通信局 管轄区域:富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 電波利用料(納付関係) (076)233-4441 (076)233-4414	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (076)233-4491 (076)233-4405
東海総合通信局 管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (052)971-9107 (052)971-9142	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (052)971-9648 (052)971-9104
近畿総合通信局 管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (06)6942-8535 (06)6942-8544	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (06)6942-8567 (06)6942-8502
中国総合通信局 管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (082)222-3332 (082)222-3308	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (082)222-3383 (082)222-3314
四国総合通信局 管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (089)936-5051 (089)936-5006	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (089)936-5030 (089)936-5020
九州総合通信局 管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 電波利用料(納付関係) (096)312-8255 (096)326-7843	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (096)326-7873 (096)326-7819
沖縄総合通信事務所 管轄区域:沖縄	不法無線局、混信・妨害 電波利用料 (098)865-2308 (098)865-2303	受信障害(テレビ・ラジオ) その他行政相談 (098)865-2307 (098)865-2390

〔うるう秒とは〕

時刻は、かつて地球の公転・自転に基づく天文時により決められていました。ところが天文時を決める地球の回転は不規則で、厳密な時刻が求められる科学技術には対応できないため、1958年に原子時計に基づく原子時が開始されました。しかし天文時に基づく時刻との間でずれが生じるようになったため、1972年から数年に1回程度、そのずれを調整する「うるう秒」の挿入が行われています。

人が作り出した高精度な時刻

原子時

原子の出す規則正しい周波数に基づき、誤差は数十万年に一秒という高精度です。世界各国の標準機関から国際度量衡局（BIPM）に集められた、約300台の原子時計のデータに基づき計算されています。



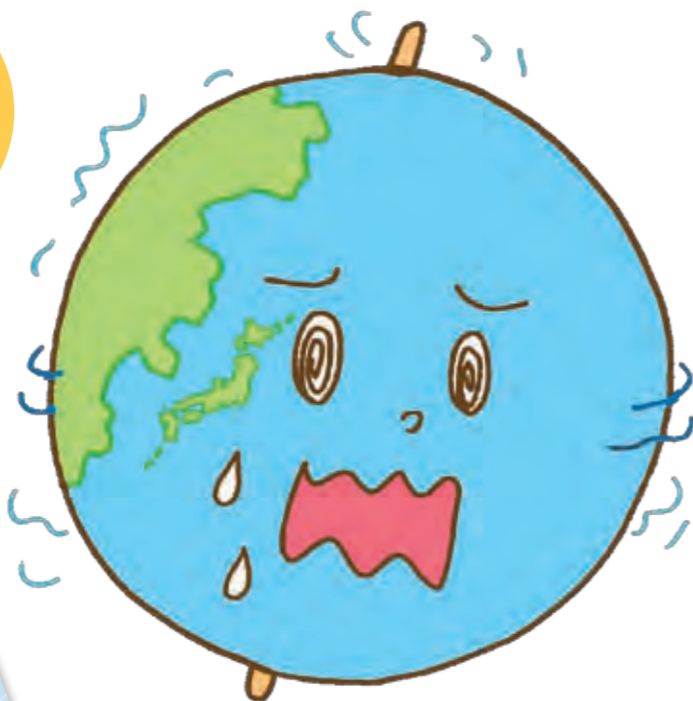
セシウム原子時計

規則正しい時刻・周波数標準
数十万年に1秒の誤差

太陽と地球の動きに結びついた

天文時

地球の回転（公転・自転）をもとにしています。人間が長い間、生活の基準としてきた時間で、月や太陽の引力による潮汐変化、海洋や大気の動き、地球の形状の変化等の影響を受けています。



うるう秒挿入

不規則な地球の回転をもとにする天文時と、極めて精度の高い原子時との間に生じるずれ。これを調整するため、日常使われる原子時による世界の標準時に1秒を挿入、または削除して、ふたつの時刻のずれが0.9秒以内におさまるようにします。この1秒が「うるう秒」と呼ばれ、調整を行った時刻を世界の標準時（協定世界時）として使うことにしています。

平成24年7月1日に「うるう秒」を挿入します



平成24年（2012年）7月1日（日）に3年半ぶりとなる「うるう秒」の調整が行われ、午前8時59分と午前9時00分の間に「8時59分60秒」が挿入されます。うるう秒の挿入は、日本の標準時の維持・通報を実施している独立行政法人情報通信研究機構（略称：NICT、所管：総務省）が実施します。

うるう秒の調整が実施されます

2012年7月1日、うるう秒挿入時の時刻はこうなります。（日本時間）

2012年7月1日8時59分59秒

2012年7月1日8時59分60秒

2012年7月1日9時00分00秒

「うるう秒」の調整は、地球の回転の観測を行う国際機関である「国際地球回転・基準系事業（IERS：International Earth Rotation and Reference Systems Service）」が決定しており、これを受けて世界で一斉にうるう秒の調整が行われています。日本では、総務省及びNICTが法令に基づいて、標準時の通報に係る事務を行っています。

情報ネットワークやコンピュータを正確に運用するために

現代社会では、時刻は、単に時を知るためだけに使われるのではなく、社会・経済活動の重要な基盤である情報通信ネットワークやコンピュータの運用などにも使われています。たとえば、情報通信ネットワークは正確な時刻管理のもとに運用されており、また電話などの料金も秒単位で決められています。そのため、情報通信ネットワークやコンピュータを間違いなく運用するには正確な時刻情報が必要です。そうしたことから、うるう秒の調整が行われますが、それによって日常生活で不都合が生じることはないのをご安心ください。

おり、IERSの決定に基づきNICTにおいて、日本標準時にうるう秒の挿入を実施しています。NICTでは、本年1月5日のIERSのうるう秒挿入の決定を受け7月1日（日）、日本標準時に「うるう秒」の挿入を実施します。なお、最近では3年半前となる平成21年（2009年）1月1日にうるう秒の調整が行われました。

うるう秒の調整後に 時刻合わせを行う方法

今回のうるう秒の調整では、午前8時59分59秒の後に、午前8時59分60秒が挿入されます。一般的な時計では、うるう秒の調整後に時刻合わせを行うまで、1秒進んだ時刻になります。NICTでは正確な時刻を提供していますので、以下の方法で時刻合わせができます。

2

標準電波を受信して 時刻を合わせる 電波時計

多くの電波時計は、数時間から1日に1回程度の間隔でNICTが送信する標準電波を受信して時刻合わせを行っています。このため、しばらくすれば自動で時刻合わせが行われます。時刻合わせが自動で行われない場合やすぐに正確な時刻を確認したい場合には、標準電波を手動で受信して時刻合わせを行きましょう。



3

放送局や電話会社などの 時報サービスで 時刻を合わせる その他

放送局や電話会社では、NICTからテレホンJJY等で得た時刻のお知らせを行っています。放送局やNTTの時刻お知らせサービスなどを利用して、うるう秒挿入後の正確な時刻を確認できます。

1

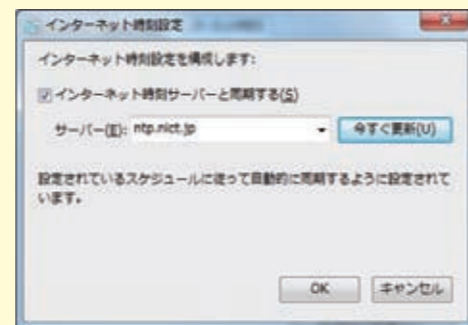
インターネットを通じて 時刻を合わせる NTPサービス

パソコンでは、インターネットを通じてNTPサービスを利用することで、時刻合わせを行うことができます。NICTでは、日本標準時と1億分の1秒（10ナノ秒）以内の精度で同期し、毎秒100万リクエストを処理できる公開NTPサーバを運用しています。

※アクセスが集中した場合は誤差が大きくなる場合があります。その場合は、時間をずらして再度アクセスしてください。
※会社のパソコンなどでは、セキュリティの設定等により利用できない場合があります。その場合は、パソコンなどの管理者にお問い合わせください。

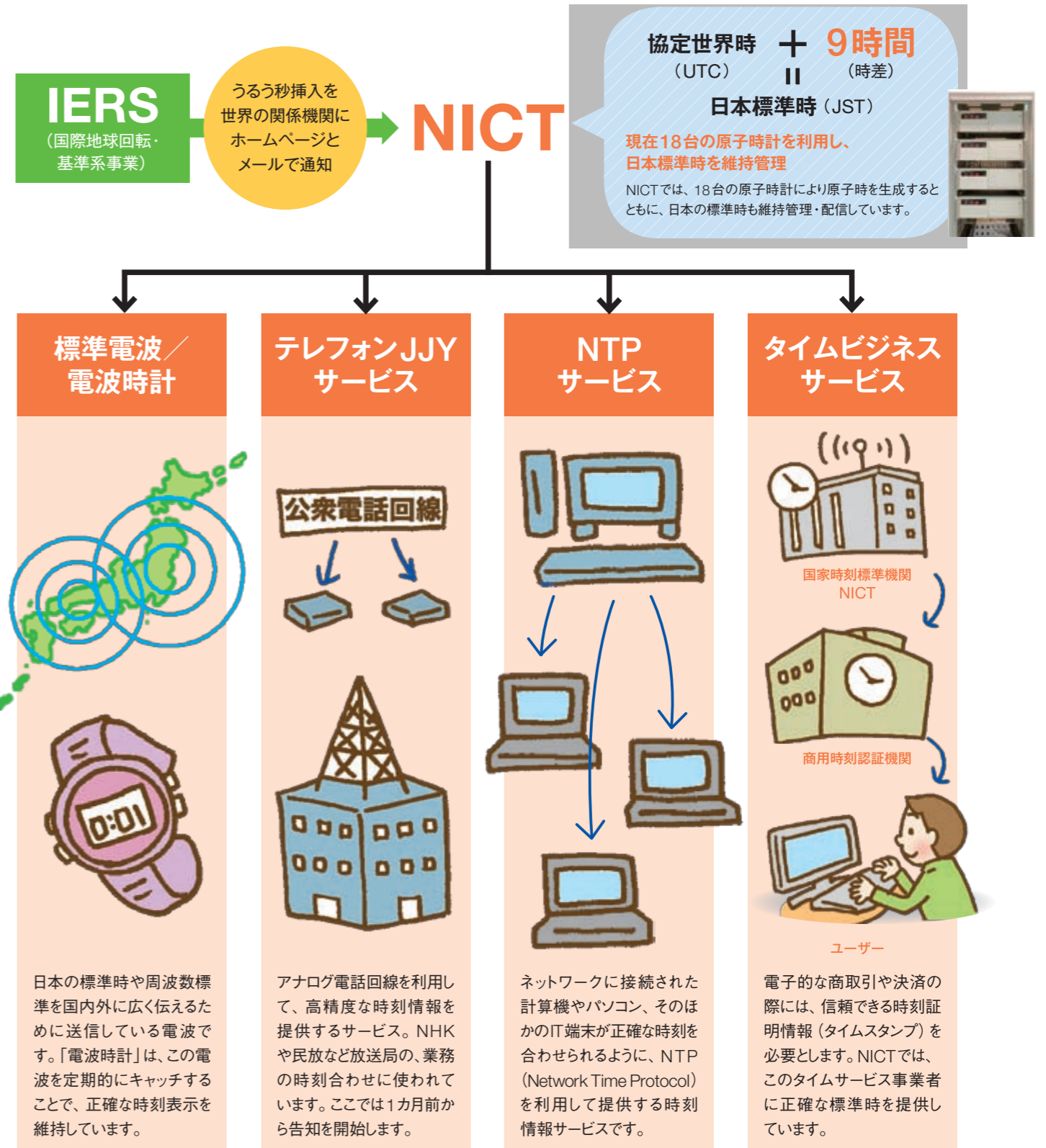
Windows 7での設定例

1. [スタート] ボタン → [設定] → [コントロールパネル] でコントロールパネルを開きます。
2. [時計言語および地域] をクリックします。
3. [日付と時刻の設定] をクリックして、日付と時刻のプロパティを開きます。
4. [インターネット時刻] タブから [設定の変更] で、[サーバ] にntp.nict.jpと入力します。
5. [OK] ボタンをクリックして、設定終了です。



うるう秒調整後の 正しい日本標準時の通報

国際地球回転・基準系事業（IERS）が地球の自転を観測し、データ解析により原子時と天文時の間に生じる「差」を算出。それによってIERSがうるう秒の挿入を決定します。NICTでは、電波時計等に時刻情報を提供している標準電波、放送局等に時刻をお知らせしているテレホンJJY、ネットワークを利用したコンピューターの時刻合わせに使われているNTPサービス等、日本標準時通報サービスにより「うるう秒」挿入後の正しい日本標準時を通報しています。



詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://jjy.nict.go.jp/news/leap-info2012.html>

2 アプリの信頼性に関する情報を自ら入手し、理解するように努めましょう

スマートフォンには様々な利用者情報が蓄積されます。アプリによってはこれらの情報が広告配信事業者等に送信され、利用者の好みに応じた広告表示に利用される場合も。

受け身でなく、アプリの信頼性に関する情報を積極的に自分で入手して確認。



評価サイトの評価や利用者のコメントも参考に。ただし、不安な場合には利用を避けることも大切。

携帯電話事業者及び端末ベンダーが安全確認しているアプリ提供サイトなども必要に応じ活用。



電話帳データ、通信履歴、ウェブページ閲覧履歴、位置情報、映像・写真データ、アプリ利用情報、商品購入履歴 など



3 利用者情報の許諾画面等を確認しましょう

アプリの信頼性の確認には、利用者情報がどのような目的で収集されているか、必要以上に収集されていないかなどもヒントになります。

アプリをダウンロードする時や利用（起動）する時などに、収集される利用者情報に関する利用許諾を求める画面が表示される場合があります。また、アプリの利用規約

やプライバシーポリシーが定められ公表されている場合があります。利用許諾画面や利用規約等において、収集される利用者情報の範囲などをよく確認し、内容を理解した上で、同意・利用するよう努めましょう。なお、利用許諾画面等が表示されない場合には、上記の様々な方法によりアプリの信頼性の確認に努めましょう。

利用者情報の利用許諾画面の例

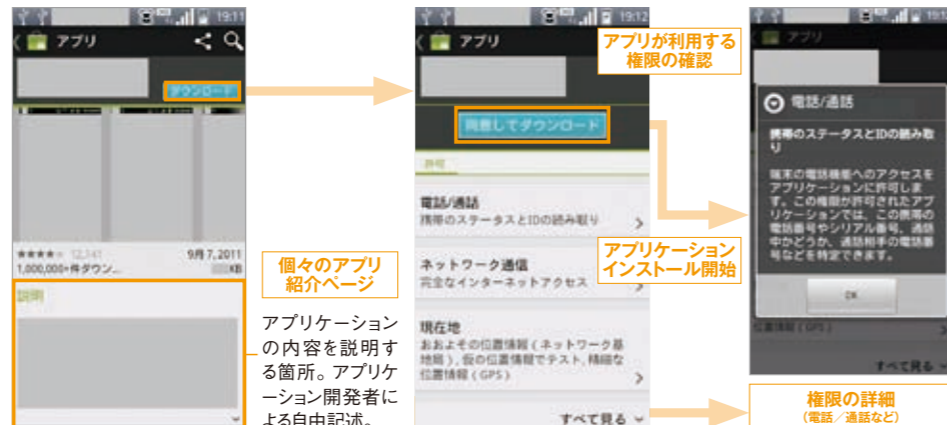
iPhone

(※ App Storeから入手したアプリをもとに総務省作成)



Android

(※ Google Playから入手したアプリをもとに総務省作成)



スマートフォンの中にある大切な情報を守るために

スマートフォン プライバシーガイド

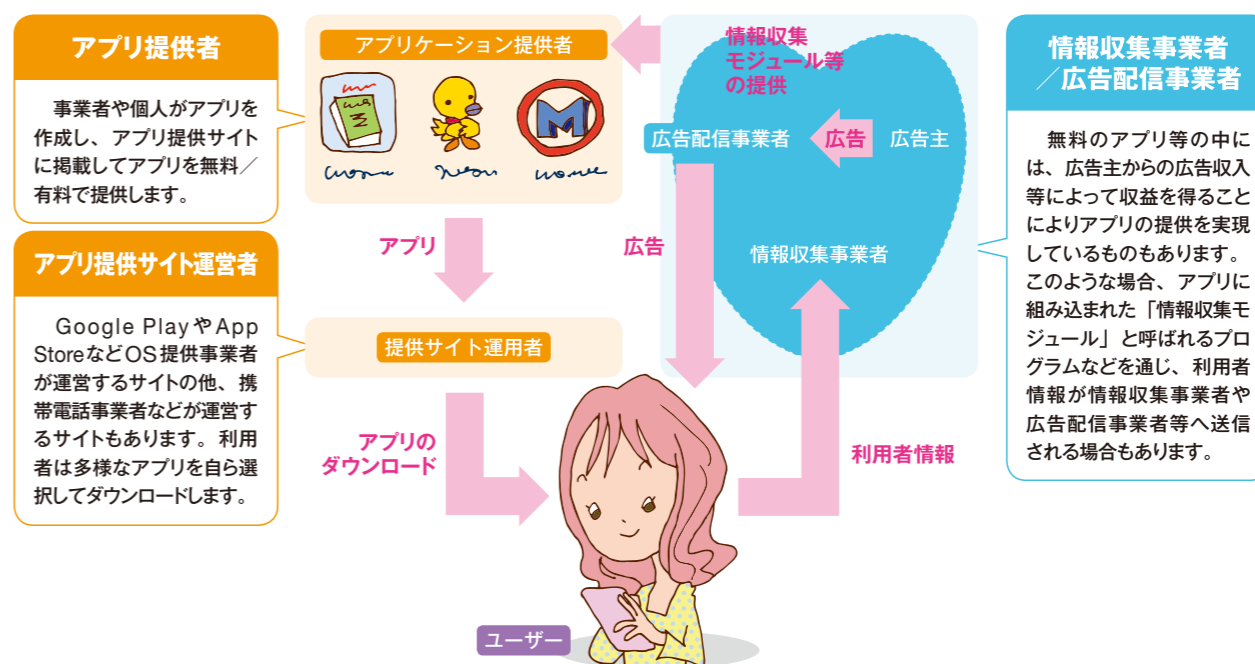
スマートフォンは多様なアプリをダウンロードして利用することができますが、それには利用者の自己責任を求められる側面があります。スマートフォンを安心して利用するために、心がけたい点をご紹介します。

**安心して使うために
利用者も注意が必要**

スマートフォンには、利用者のプライバシーに関わる様々な利用者情報が蓄積されています。これらの利用者情報はアプリの機能に必要とされるなど、様々なサービス提供等に利用されています。「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会・スマートフォンを經由した利用者情報の取扱いに関するWG」では、関係事業者における利用者情報の適正な取扱い方策について検討しています。同時に、現時点でもスマートフォンを利用者が一定程度安心して利用できるよう、利用者自身で少なくとも注意すべき事項を「スマートフォンプライバシーガイド」として整理しましたので、今後のご利用にお役立てください。

1 スマートフォンのサービス構造を知りましょう

携帯電話事業者、端末メーカーのみによるサービスではありません。



働く未来を考える

平成24年就業構造基本調査を行います

総務省統計局では、都道府県・市区町村を通じて、平成24年10月1日現在で平成24年就業構造基本調査を実施します。調査対象として選ばれた方は、調査票のご記入をよろしくお願いいたします。

就業構造基本調査ってなに？

就業構造基本調査は、「統計法」に基づく基幹統計調査として、5年に1度行われる重要な統計調査であり、我が国の就業・不就業の実態を全国及び地域別に明らかにすることを目的としています。

調査の対象となるのは、一定の統計上の抽出方法で全国から選ばれた約47万世帯に住む15歳以上の世帯員約100万人であり、普段仕事をしているかどうかや、就業に関する希望などについて調査します。

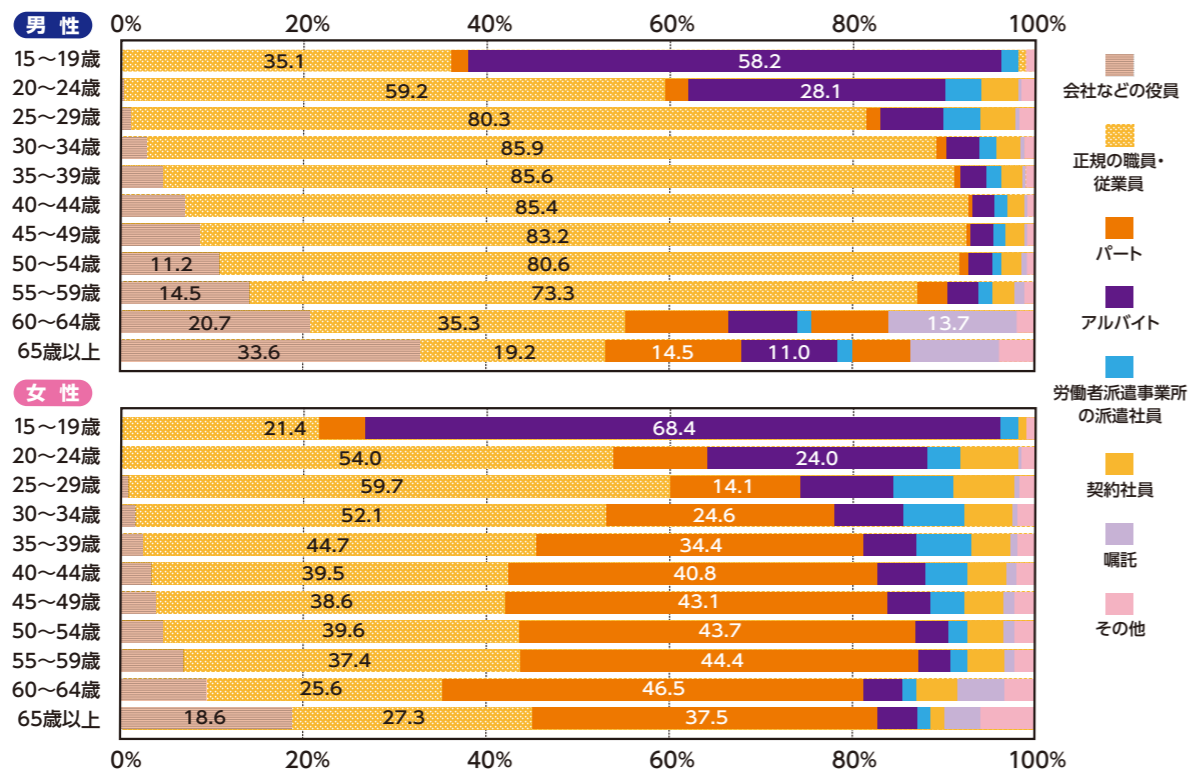
調査結果は、各種雇用政策や少子高齢化対策などの基礎資料として、各方面で利活用されます。



就業構造基本調査の結果からこのようなことがわかります

平成19年に実施された、就業構造基本調査の結果の一例を紹介します。

年齢階級、雇用形態別雇用者の構成比



調査結果の解説

調査結果からは、男女別、年齢階級別などの基本的な属性別の就業状態が分かるほか、正規・非正規雇用者の就業構造の違いなど、様々な角度から日本の就業構造が明らかになります。たとえば、上のグラフは、雇用者に占める雇用形態別の割合を年齢階級別に表したものです。男性は25歳から54歳の各年齢階級で「正規の職員・従業員」が80%以上となっています。一方、女性は40歳から64歳の各年齢階級で「パート」が40%台と最も高くなっています。



調査票の記入内容は統計法に基づき厳重に保護されます

就業構造基本調査によって集められた調査票の記入内容は、統計法によって保護されています。統計調査員等の統計調査に携わる者には厳格な守秘義務が課されているほか、調査票の記入内容は外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、調査が完了したのち溶解処分するなど厳重に保護されています。

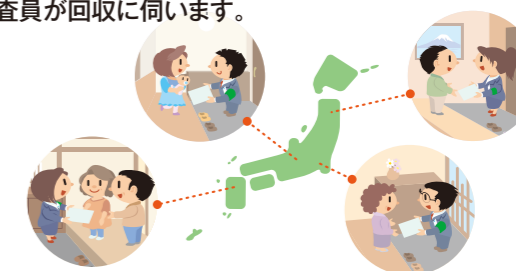


調査はどのように行うの？

調査は、全国の約47万世帯に住む15歳以上の世帯員約100万人を対象とし、調査員が各世帯に調査票の記入のお願いに伺います。記入していただいた調査票は、後日調査員が回収に伺います。

調査員はどんな人ですか？

統計調査員は、調査対象の方々に訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収・点検といった統計調査の仕事の中でも基本的で重要な部分を受け持っています。就業構造基本調査の調査員は、市区町村長の推薦に基づいて、都道府県知事が任命した地方公務員です。調査員には、「調査員証」が交付され、必ず携帯しています。



調査結果はどのようなことに役立っているの？

就業構造基本調査の結果は、「日本の詳しい就業構造」を明らかにし、次のような国や地方公共団体の施策の企画・立案に、また、大学や研究機関などにおいて幅広く利用されています。

- 雇用に関する各種政策の立案
- 非正規雇用問題への対応
- 職業能力の開発、人材の育成
- 育児、介護と就業の両立支援 ……など



第46回 国家公務員合同初任研修

～ 使命感を自覚する新規採用職員たち～

新規採用職員
633名集つ

4月3日から4月6日まで
の間、東京・代々の国立オ
リンピック記念青少年総合セ
ンターにおいて、平成24年度
新規採用の国家公務員を対象
に「第46回国家公務員合同初
任研修」が実施されました。

この研修は、新規採用職員
(事務系、技術系及び研究系を
合わせて633名)が、国家
の奉仕者として必要な倫理観
使命感を自覚し、国民の視点
から施策を考えるための見識
を養うとともに、政府全体と
して施策に取り組んでいける
ように、相互理解を深めるこ
とを目的として、昭和42年か
ら人事院と共同で開催されて
います。

開講式、閉講式より

開講式では、川端総務大臣
が研修員に対し、「これからの
我が国が、これからの世界が、

とがあります。ぜひ、その機
微に触れる心も、常に研鑽を
通じて持ち続けていただけれ
ばと思います。」との訓示があ
りました。

多彩なカリキュラム

研修期間中、有識者による
講演として、坂根正弘氏(株
式会社小松製作所取締役会長)
に「これからのリーダーを志
す諸君へ」、黒田玲子氏(東
京理科大学総合研究機構教授
に「科学技術と日本の将来」
時代認識と先見性を持つよう、

谷内正太郎氏(早稲田大学日
米研究機構客員教授)に「こ
れからの世界の展望と若き公
務員に期待すること」という
テーマについて、講演が行わ
れました。

また、各府省の人事担当課
長等と意見を交換することに
より、我が国の現状と将来像
について研修員の考えを深め
させるとともに、公務及び公
務員として各自が果たすべき
役割について理解と自覚を促
すことを目的として、グルー
プ研究が行われました。



閉講式の様子 (全景)



班内小グループ研究の様子

研修員の声



人事・恩給局総務課

松尾 章弘

合同初任研修の班別討議では、様々なバックグラ
ウンドを持つ他府省の同期たちがそれぞれ意見を主
張するため、多様な考え方に触れることができ、非常
に勉強になりました。彼らと知り合えたことは大きな成
果だと思えます。

小松製作所坂根取締役会長の「強みを磨く」と
いう姿勢を見習い、人事担当課長・課長補佐から
伺った働く上での心構えなど、今回の研修で学んだ
様々なことを念頭に置きつつ、職務遂行にあたって
いきたいと思えます。



総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課

小幡 由里

「長い間役所にいると目の前の仕事で手一杯にな
り、大局的な志を忘れてしまう」という官庁訪問の際
の面接官の方の一言が印象に残っています。

合同初任研修において、様々な役所の同期や
様々な立場の外部講師の方々の考えに触れなが
ら、改めてこの国の行政の在り方について考え、自
分の志を見つめ直す機会を得ることができました。

業務で忙しくなっても、この研修でじっくり議論した
ときの想いを忘れず頑張っていきたいと思えます。



川端総務大臣による訓示 (開講式)

そしてこれからの国民の生活
が、どうありたいのか、そのた
めには、あえて非連続、非日
常でも、果敢に挑戦しなけれ
ばならない。そのことを、い
ろんな仕事に取り組むときに
しっかりと胸に刻んでおいてほ
しいと思えます。(中略) 初心
を忘れず、変化を恐れず、難
しいことも分かりやすく発信
できるように、これからの公
務員人生を過ごしていただき
たいと思えます。」との訓示が
ありました。

閉講式では、野田内閣総理



野田内閣総理大臣による訓示 (閉講式)

大臣が研修員に対し、「お役
所仕事という言葉があります。
杓子定規に先例に従って、自
分を守るために、役所を守る
ためには一つの知恵かもしれ
ません。だけでも、国難を突
破するためには、前例にない
ことの知恵を絞らなければな
らない。その知恵を絞る原動
力は何かというと、国民に寄
り添う気持ちだと私は思いま
す。一人ひとりのそれぞれの
担当の判断によって、その人
の生活が変わる、暮らしが変
わる、仕事が変わるといふこ

地方のかがやき

和歌山県

北山村

飛び地の村から発信する「オンリーワン」の魅力

神秘的な熊野の山々に抱かれた、日本で唯一の「飛び地」の村。ここでは、「筏」「じゃばら」などのオンリーワンの資源を地域振興に生かす取組が進められています。

撮影：宇賀神善之 写真提供：北山村



北山村の夏の風物詩「観光筏下り」。おくとろ峡のダイナミックな自然と、筏師による伝統の權さばき、激流のスリルが楽しめる。



CITY PROFILE
人口：493人（平成24年4月30日現在）
面積：48.21 km²
HP：<http://www.vill.kitayama.wakayama.jp/>



竹原谷から見た神秘的な雲海。北山村は雲海が発生しやすい環境が整っており、冬季であればほぼ毎日、夏季でも3〜4日に1回は見る事ができる。

熊野市に続く吊り橋と、エメラルドグリーンに輝く北山川。北山村の子どもたちは、水の色を「緑」で表現するのが普通だとか。



杉の丸太で組んだ筏を縦に7艘連ね、一床全長30メートルが完成。クレーンでの上げ下ろしと組立に6時間かかる。



温泉施設「おくとろ温泉やまのやど」。観光客はもちろん、村民も憩える場になるようリニューアルオープンした。

日本で唯一の「飛び地」の村として

重厚かつ静謐な空気をまとう深緑の森・熊野。凜として立ち並ぶ木々の間を縫うように、エメラルドグリーンに輝く北山川のゆったりとした流れが、神秘的な美しさを湛えています。ここは、和歌山県東牟婁郡北山村。霊場・熊野の山々に抱かれた内陸の村で

受け継がれる600年の伝統

かつて、北山から新宮までの木材の輸送手段として用いられていたのが「筏流し」です。切り出された木材を筏に組み、それを何艘も連ね、北山川に流して新宮まで運びます。それを一手に担うのが「筏師」。切り立った岩々の間で激流に挑み、巧みに筏を操る筏師は、村のヒーロー的存在であり、最盛期は500人も筏師が活躍していました。しかし昭和37年にダム着工が決まり、木材の輸送手段がトラックへと変わったことで、600年の伝統を誇る筏師は廃業を余儀なくされました。それでも、伝統の技術を後世に遺したいという思いから、昭和54年に「北山川観光筏下り」として復活を遂げ、今では毎年6千人もの観光客を呼ぶ、日本で唯一、北山村だけで体験できる「オンリーワン」のアトラクションとなっています。



観光筏の開航式。筏師養成制度により、1ターンのUターンした若手後継者も増加。

りがいを感じています。この伝統の技を若い世代が受け継ぎ、観光筏の歴史を後世につなげていきたいと思っています。

北山村の豊かな自然と伝統技術を後世に伝えたい



筏師 山本正幸さん

大阪でサラリーマンをしていますが、故郷である北山村の自然が好きで、帰省のたびにラフティングなどを楽しんでいました。31歳のときに筏師養成制度を知り、Uターンを決意。3年かけて熟練の筏師たちから伝統の技を学びました。筏の道にはゴールがありません。川の流れば毎回違うので、同じことをしているようでも、一度たりとも同じことがない。そこにや

「じゃばら」とは、日本で唯一、北山村に自生していた珍しい柑橘類です。長年注目されず、最後の1本を残すのみとなっていました。昭和46年に新品種であることが発覚し、村を挙げての生産がスタートしました。

ところが、商品販売は苦戦続き。平成13年に藁をもつかむ思いで出店したインターネットショップピンングモールで、「花粉症に効果があるか」のモニター調査を行ったところ、約半数から効果実感の声が上がリ、マスコミに取り上げられて一気に大ヒット商品へと成長を遂げました。

今では2億円規模の売上を誇るじゃばらですが、生産、商品開発、加工、販売まですべて村民の手で行っています。あきらめずに取り組んだ結果、地域経済活性化、雇用の創出など、まさに「邪を払う」ミラクルを巻き起こしたじゃばら。今後は「オンラインワン」商品としてのブランド化により一層力を入れます。



じゃばら収穫する女性たち。3haの村営じゃばら園は、現役筏師たちが栽培管理に携わっている。

じゃばら加工場は平成3年に開設。繁忙期には10人を超える村民が従事し、地域雇用創出の場となっている。



ゆずに似た形状のじゃばらの果実。独特の酸味と苦みが絶妙な大人の味。

地方力 2 北山村のみに自生する奇跡の果実!

「邪」を「払う」 じゃばらのチカラ



北山村の財産の一つである美しい森林。筏師たちを中心に、山林所有者なども含め、村民が一丸となって、森林整備に取り組んでいる。

地方力 1 筏・じゃばら・温泉……

北山流の持続的な 地域振興モデル

北山村では、村域の94%に及ぶ美しい森林を守るため、総務省の「緑の分権改革推進調査事業」に取り組み、環境にやさしい持続的な森林経営と地域経済の活性化に努めています。

その発端は、平成23年5月のおくところ温泉への「木質バイオマスボイラ」導入です。間伐材や古くなった筏の廃材を燃料として利用できるため、重油の購入コスト削減と、年間約200tものCO₂削減を実現しました。

ところが、急峻な斜面をも



筏師が中心となって小型ショベルカーで林道整備を行い、急峻な森林からでも低コストで木材の搬出を実現。



つ北山の森林からの間伐材搬出は一筋縄ではいきません。そこで、筏師たちを中心に、小規模ながら低コストで実現する森林経営に取り組みんでいます。

そして今年、これらを持続的に行うため、CO₂削減のための寄付金と、村の特産品である「じゃばら」(後述)の商品を組み合わせた「カー

ボンオフセット商品は、インターネット通販サイト「じゃばら村センターわいわい市場店」(<http://www.kitayamamura.com/>)で購入可能。



おくところ温泉の木質バイオマスボイラ。古くなった筏の廃材や間伐材を燃料に用いることでコスト削減にも一役買っている。

ボンオフセット商品」の販売を試験的にスタートしました。収益を間伐材搬出のための林道整備等に役立てることで持続的な森林経営と環境保全を可能にするとともに、購入者に温泉で利用できる「カーボンオフロード券」を進呈することで、北山村への来訪者増加、地域経済の活性化を図ります。

地方力 3 ネット村民が北山村を応援!

「村ぶろ」で つながる交流の輪

驚異的大ヒットを記録したじゃばら商品ですが、平成18年頃から売上が減少傾向に。そこで販路拡大のために立ち上げられたのが、自治体としては全国初の地域ブログポータルサイト「村ぶろ」です。

当初は、じゃばらの購買会員に、ブログでじゃばらの良さを広めてもらう目的でスタートしましたが、新宮市や田辺市、熊野市などの近隣都市住民に向けてブログ教室を開催したことで新たなユーザーを開拓。地域情報コミュニケーションツールとして広が



「村ぶろ」は現在、会員数17,000人、ブログ開設数2,000ページ、1日平均投稿数250件、1日平均アクセス数20~30万pvを誇る。

り、北山村ファンの増加につながりました。

村ぶろは、そのシステムを自治体やNPO、企業等に提供し、そのレンタル費と広告収入で運営しています。今では、システム提供先の北海道上士幌町や、鳥取県大山地域との地域間連携が進み、スマートフォン向けサイト構築など、3町村共同での新たな展開を模索中です。

外国人の方へ!!

外国人住民にも、日本人と同じく「住民基本台帳法」が適用されます。

外国人住民の 住民基本台帳制度 がスタートします!!

2012年
7月9日施行

《外国人登録法は廃止になります》

外国人住民の方の利便性が向上します!

- 日本人と外国人とで構成される世帯の全員が記載された証明書(住民票の写しなど)が、発行可能になります。
- 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされ、従来に比べて届出の簡素化が図られます。
- 在留資格や在留期間の変更について、従来、地方入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が地方入国管理局のみへの届出で済みます。

住民票が作成される方

- 中長期在留者(在留カード交付対象者)
- 特別永住者(特別永住者証明書交付対象者)
- 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

新制度への円滑な移行を図るために…

2012年5月頃に、外国人登録原票を備えている市町村において、外国人住民の仮住民票を作成し、その内容をご本人に通知しますので、ご確認ください。